



後の教訓として活かしていくこと、これが大きな活動となる。クボタ旧石崎工場から1.5kmを超えるアスベスト被害者、泉南地域に居住しアスベスト被害者となり国を相手に裁判で闘っている方々など、多くの被害者救済のために、鶴谷さんの重い言葉をもとに、私たちは活動をすすめていかなければなりません。

尼崎労働者安全衛生センター  
ニュース第105号

別掲は3月3日付け朝日新聞の記事。鶴谷さんが、救済対象疾病の拡大を審議していた

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会に送った手紙を、2010年4月号41頁に掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

2010年7月1日に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚が救済給付対象疾病に追加されてから、2011年3月末までの認定申請・請求件数は石綿肺78件、びまん性胸膜肥厚50件。そのうち石綿肺29件（うち法施行前死亡が24件）、びまん性胸膜肥厚16件（うち法施行前死亡が7件）。鶴谷さんの事例以外は、自営業者等の職業曝露による事例である。



所された。

行政解剖による死因は「青壮年急死症候群」、原因不明の突然死だった。Aさんの残業は、タイムカードの記録だけでも1月が102時間、記録されていない休日出勤を入れると130時間を超えていた。

労災請求に当たり会社は、労災書類の事業主証明について、手続には協力するが死亡との関連は分からないので、会社としての判は押せない、人事部長名で押印してきた。ご遺族が生前のAさんや同僚などから聞いた話によると、この会社ではこれまでも長時間労働が問題になり、労働基準監督署に相談した人があったために、残業はすべてタイムカードに記載するように改められるなど、何度か改善措置が取られたということであった。そのために、幸いAさんの労働時間は休日出勤以外はほとんどタイムカードに記録されていた。

休日出勤については、Aさんがいつも帰宅するときに乗る電車の時間を携帯電話からメールしていたことが分かり、その内容をもとに、出勤日とおおよその労働時間を割り出すことができた。それらをもとに死亡前6か月について労働時間を表にした。

前夜からの行動については、会社の人事部が同行者と場所、時間について報告書を作成した。参加者8人のうち7人が朝5時まで参加しており、上司も居残っていた。カラオケの後まで一緒にいたのは4人で、この4人は救命救急センターまで同行した。

## 詳細不明の心肺停止の認定

### 大阪●死後約2年、審査請求で逆転

28歳のAさんは、大手不動産会社で働いていた。会社には毎朝8時に出勤し、日常業務を午後8時までこなし、所属課で終礼を行った後も、残務処理で9時半から11時頃まで仕事をしてから退社するのが常だった。

その月は、大企業の新入社員の新居の手配の仕事があり、月平均40件のところを192件の契約件数をこなし、残業時間は100時間を優に超えていた。

その日もAさんは、午後11時まで仕事をした後、目標を達成したための、課をあげての飲み会に参加した。長時間労働のため体調不良を感じていたが、飲

み会には部長やマネージャーといった上司と所属課のほとんどのメンバーが参加するために、参加しないわけにはいかなかった。まず居酒屋、それからカラオケボックスへ行った後、早朝5時に牛井店で食事中、Aさんは突然意識を失った。救急車が呼ばれたが、意識が戻ることなくそのまま短時間で亡くなった。

2009年1月31日の早朝のことだった。

Aさんの家族は、当然、仕事との関連を疑った。Aさんの妻と父親は労災請求をしようと動きはじめ、知人から関西労働者安全センターのことを教えてもらい来